

 <b>座間市情報提供（事業、制度など）</b>	情報提供日
	令和8年4月22日
タイトル	座間市犯罪被害者等支援条例制定に伴い、座間警察署と「座間市犯罪被害者等支援条例に基づく連携協力に関する協定」を締結
目的、得られる効果など	<p>本協定は、犯罪被害者等の権利利益の保護並びに被害の軽減及び回復を図り、安心して暮らすことが出来る地域社会を実現するため、迅速かつ円滑な相談体制及び支援体制を構築することを目的とするものです。</p> <p>本協定の締結により、条例に規定する支援等の情報発信や啓発、犯罪被害者の相談への負担軽減及び相談を躊躇している犯罪被害者の掘り起こし等に資する連携体制を強化することで、犯罪被害者が必要とする適切な支援の提供の円滑化を図ります。</p>
協定の相手方	座間警察署 井上 健児 署長 協定締結日：令和8年4月17日
市の主な支援内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・家事及び介護等支援費用助成</li> <li>・一時保育（未就学児）及び一時預かり費用（就学児童）助成</li> <li>・配食サービス費用助成</li> <li>・転居費用助成</li> <li>・遺族見舞金</li> <li>・重傷病見舞金</li> <li>・性犯罪被害見舞金</li> <li>・法律相談支援</li> <li>・カウンセリング支援</li> <li>・緊急避難場所提供（県の支援の延泊分）</li> </ul>
問い合わせ先	総合政策部市民広聴課市民広聴係 TEL046（252）8218